



Title	フォーラムの特徴の違いが多国間交渉の展開に及ぼす影響：模倣品対策にかかる国際交渉に着目して
Author(s)	姫野, 勉
Citation	国際公共政策研究. 2010, 15(1), p. 33-51
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/11345
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

フォーラムの特徴の違いが多国間交渉の展開に及ぼす影響 —模倣品対策にかかる国際交渉に着目して—

The Effects of Different Features of Negotiation Forums on the Outcomes of International Multilateral Negotiations —A Case Study concerning Counterfeit Goods—

姫野 勉*

Tsutomu HIMENO*

Abstract

This paper analyzes how different features of negotiation forums affect the outcomes on similar issues. It compares the situations at four forums relating to counterfeit goods, namely the WIPO, the WTO TRIPS Agreement negotiation, relevant negotiations at the APEC, and the negotiation on the ACTA.

Two kinds of differences in outcomes are examined. One is the relative direction between competing positions for more or less stringent rules against counterfeit goods, and the other is on how different features of the forums contribute to producing agreements.

Understanding how different international negotiations lead to different outcomes helps one to better prepare for these negotiations and to better understand the mechanisms behind regime complex and forum shopping, and thus to deal with the issues of international regime governance.

キーワード：多国間交渉、交渉フォーラムの特徴、模倣品、WIPO、GATT/WTO、APEC、ACTA

Keywords : multilateral negotiation, features of negotiation forums, counterfeit goods, WIPO, GATT/WTO, APEC, ACTA

* 青山学院大学WTO研究センター客員研究員、元大阪大学大学院国際公共政策研究科教授

はじめに

類似したテーマや内容に関する多国間交渉であっても、どのフォーラム¹⁾で交渉を行うかによって、対立する立場の間で合意内容がどちらの方向に近いものとなるかという合意内容の方向性にかかわる点と、そもそも合意が達成できるかどうかという合意の成否にかかわる点という二つの観点で展開が異なり得るので、交渉戦略を考えるに際して、フォーラムの特徴がこれらの点に及ぼす影響を分析して臨むことが重要である。

本稿では、異なる特徴を有するフォーラムでの交渉が行われてきた事例として、模倣品及び海賊版対策（以下では簡略化のために模倣品対策と記述する）に関する交渉を取り上げる。具体的には、世界知的所有権機関（WIPO）、「関税及び貿易に関する一般協定」（GATT）及び世界貿易機関（WTO）、アジア太平洋経済協力（APEC）、さらに「海賊版・模倣品不拡散条約」（ACTA）構想に関する枠組みでの模倣品対策に関する国際的ルール形成のための交渉を比較する。

模倣品対策をめぐる交渉における基本的な対立の構図は、模倣品対策を強化したい諸国（主として先進国）とそれに対して消極的な立場を取る諸国との対立である。対策の強化を求める立場の背景には、自国企業が有する知的財産権の侵害を抑制したいという経済的な利害関係がある²⁾。対策の強化に消極的な立場の背景には、そのような課題は先進国企業の利益に沿ったものであり、自国企業が有する知的財産権の侵害という課題が重要ではない状況で、対策の強化のために費やさなければならない予算、人員等の面での負担という問題も勘案して自国の利益にならないという別の角度からの経済的な利害関係がある。このような対立の基本構図がある中で、それぞれの交渉フォーラムの特徴が交渉の展開（合意内容の方向性及び合意の成否）に及ぼした影響を分析する。

本稿の意義として次の三点がある。ひとつには、筆者が取り組んでいる交渉フォーラムの特徴の違いにより交渉の展開にどのような影響が及ぶかという視点からの体系だった分析の枠組みを検証するケース・スタディとしての意義がある。次に、種々のフォーラムにおける交渉の展開が相互に作用・反作用を招く状況を視野に入れる「レジーム・コンプレックス」の観点や種々のフォーラムの間でどのフォーラムを選択しようとするかという「フォーラム・ショッピング」の観点を含めて、多極化している国際システムにおいていかにして合意を形成するかというシステムのガバナンス³⁾を検討する上で本稿における分析を活用することができる。さらに、模倣品対策にかかわる異なるフォーラムでの交渉の展開の相違を扱った先行研究においても、それぞれの交渉フォーラムの

1) 本稿が分析対象とするフォーラムとは、多国間交渉が行われる継続性のある場を指し、国際機関全体またはその一部である委員会や交渉グループといったもの（本稿中のWIPOやWTOやAPEC関連の例）や国際機関という形式は持っていないが交渉参加国が継続的に参加する場（本稿中のACTA交渉の例）の双方を含む。

2) 対策強化を求める立場の背景にある利害関係としては、他に、偽薬被害の防止といった輸入国側の国民の安全を含む消費者保護に対する関心もあり、この関心は先進国の関心に留まらない点にも留意が必要だが、本稿においては、対立の構図において最も重要な影響を及ぼしていると考えられる経済的な利害関係を中心に取り上げる。

3) 本稿においては、国際システムのガバナンスについては、共通の事項を管理する多くの方法の全体として、対立するあるいは多様な利益を調整し、あるいは協力的な行為がとられる継続的な過程としてとらえている（Commission on Global Governance, 1995参照）。

特徴の違いが及ぼす影響が十分に分析されていないので、本稿により、その面での付加価値を提供することができる。

第一節において、本稿における分析の枠組みとして、交渉フォーラムの特徴の違いが交渉の展開に一般的に及ぼす影響のメカニズムを説明する。次に、第二節において、模倣品対策にかかる異なる交渉フォーラムでの交渉の展開の相違点を取り上げつつ、フォーラムの特徴との関係を分析する。第三節で総合評価を行う。

第一節 分析の枠組み

本節において、一般的に交渉の展開に及ぼす要因に関する解説を行った上で、本稿で取り上げる交渉フォーラムの特徴の相違が交渉の展開に影響を与えるメカニズムを説明する。

1. 交渉の展開に影響を及ぼす要因

姫野（2007）⁴⁾において示したように、多国間交渉の展開に影響を及ぼす要因に関し、利害関係、力関係、プロセス・マネージメントの3つの視点から分析することが有益である。

まず、利害関係のレベルでの分析とは、政策目的として何を重視するかという次元での各国の選好に関するものである。各国の取っている立場の理由・背景となっている選好を推定し、そして、相互の選好の差異を活用して、力の要素を持ち込むことなく、それぞれにとっての利益を高める統合的（integrative）な交渉を通じて合意可能領域（ZOPA）⁵⁾を見出して合意する局面に着目して、交渉に影響を与える要因を対象とするものである。異なる案件を結び付けて合意のパッケージを作ることで妥結を図るためにリンクエージが行われることが多い。

次に、力関係のレベルでの分析とは、利害関係の調整を行う上で活用することができる手段の次元での要因に着目するもので、他国が進んでは取らない政策を取るようにさせるために活用できる要素としての力⁶⁾を対象とするものである。力関係の要因によって、交渉の方向性及び成否が影響を受ける。統合的な交渉においても合意可能領域（ZOPA）の中のどこで合意するかという点に関して力が影響するし、ゼロ・サムの状況の下での配分的（distributive）な交渉において合意を達成するには力が影響する。ある交渉当事国の一一定の価値判断基準を前提にして力を行使する場合と当該交渉当事国の一一定の価値判断基準自体を変えるべく同国内の意思決定過程に影響を及ぼすために力を行使する場合とがある。ここで取り上げる力は、物理的な力のみならず、経済的な力、理念・アイデアの力、既存のルール・枠組みの力といったものを含むものである。

4) 姫野勉「国際交渉に影響を及ぼす要因の分析枠組み—利害関係・力関係・プロセスの観点からの分析—」『国際公共政策研究』第12巻第1号、2007年9月。

5) 英語ではzone of possible agreementと称される。

6) 力という概念の定義については、ここでは、Zartman and Rubinによる「種々の利用可能な要素（resources）の活用をともない得る行動を通じて他者に対して自分が意図した効果を生じさせる能力の様相」というものを用いている。I. William Zartman and Jeffrey Rubin, *Power and Negotiation*, The University of Michigan Press, 2000, p.14.

三点目のプロセス・マネージメントのレベルでの分析とは、交渉当事国との間の利害関係の調整を通じる合意形成のためのプロセスのマネージメントに着目するものである。多数の交渉当事国との種々の選好の中で優先度を明確にしつつ収斂させ、合意可能領域（ZOPA）を顕在化させて、その中で合意を達成するための仕組みに関するものである。この関連で重要なものは、少数国による交渉プロセスにおける参加・代表のあり方、段階的の意思決定のやり方、期限設定のやり方等がある。

2. 交渉フォーラムの特徴が及ぼす影響

上記の要因は、交渉が行われる国際機関等のフォーラムが持つ特徴⁷⁾の違いによって影響を受け

表1：交渉フォーラムの特徴が利害関係、力関係、プロセス・マネージメントに及ぼす影響

	利害関係		力関係		プロセス・マネージメント	
	方向性	成否	方向性	成否	方向性	成否
①交渉のテーマの範囲の広さ	④交渉のテーマの範囲が広ければ、他のイッシャーでの利益の提供との引き換えに、当該イッシャーについて自らが望む方向での他の国との同意が可能となる場合がある。	⑤範囲が広いほど、リソースが追求しやすく、大きなパッケージを成立させやすい ⑥範囲が広いほど、リソースが確保されやすく、プロックされやすい		④範囲が広いほど、推進派の力が大きくなる可能性あり ⑤範囲が広いほど、反対派の力が大きくなる可能性あり	①範囲内での優先分野の設定が合意の方向に影響を及ぼし得る	⑥範囲が広いほど、参加・代表の面での対応が複雑化する
②交渉当事国との觸れ	④利害が一致している方がその方向に向かいやすい ⑤利益を得たい国の参加のために他の国が譲歩する可能性あり	⑤利害が一致している方が合意が成立しやすい ⑥参加させたい国の参加のために他の国が譲歩して合意が成立しやすい	⑤顔触れによって、それぞれの立場を取る国との連合体の力に影響（連合体を構成する個々の国の力、国の数、團結力が影響） ⑥他国から参加が期待される国は、自国の参加を梃子に合意の方向に影響を及ぼすことが可能	⑥反対派の国の不参加が抵抗する力を弱める	⑦少数国プロセスへの参加国の設定の仕方が影響	⑦利害の不一致を乗り越えるためにプロセスが重要 ⑧合意に参加させたい国をプロセスに関与させることで合意の成立に結び付け得る
③合意の拘束力・執行力（法的拘束力、制裁の可能性等）		⑧拘束力・執行力がある方が、合意実施を重視する推進派にとって合意への意欲が増す ⑨拘束力・執行力がある方が反対派にとって合意への抵抗感が増す	⑧フォーラム自体が拘束力・執行力がある合意を前提にしていている場合に、その方向に向かう影響がある	⑧拘束力・執行力がある方が、合意実施を重視する推進派の力が増す ⑨拘束力・執行力がある方が反対派の抵抗する力が増す		⑩拘束力・執行力があるほど参加・代表の面で留意が必要（プロセス不備が反対の理由とされる）
④協力的な環境か対立的な環境か		⑩対立的であるほど利害調整が困難となる（猜疑心、相対的利得重視）	⑩協力的な環境では、イニシアティブを取る国が方向性が受け入れられる可能性が高い（但し、当事国が無理なく受け入れ可能な程度での動きに留まる可能性が高い）	⑪対立的な場では反対する力が強くなる（反対する連合体の團結力に影響）		⑪対立的な場合、対立関係を前提とした参加・代表のあり方に留意が必要（プロセス不備が反対の理由とされる） ⑫対立的な場合、対立関係を緩和する信頼醸成のプロセスが重要

7) フォーラムの特徴としては、交渉当事国が選択できる範囲を越えているという意味での構造的な要因を念頭に置いている。

そのような特徴をもたらす要素としては、フォーラムにおけるルールに加えて慣行も含むが、さらに、ルールや慣行に至っていないものでも、当事国の選択の幅を規定する構造的な要因となっている状況も交渉の展開に影響を及ぼすフォーラムの特徴に含む。

る。各フォーラムの特徴については第二節で詳述するが、姫野（2008）⁸⁾で示した視点のうち、本稿で検討対象としている異なる交渉フォーラムの間の相違が大きい点は次のとおりである。

- ①交渉のテーマの範囲の広さ
- ②交渉当事国の顔触れ
- ③合意の拘束力・執行力
- ④協力的環境か対立的環境か

これらの特徴の違いが一般的に交渉の展開に及ぼす影響は次のとおりである。（表1参照）なお、以下の説明においては、フォーラムの特徴が交渉結果の方向性に特に影響を及ぼさない場合には言及を省略する。（表1中のプロセス・マネージメントの観点は、以下の本稿での検討との関係では省略する。）

（1）利害関係のレベルでの影響を及ぼす要因

（ア）交渉のテーマの範囲の広さ

（方向性への影響）（表1中の①のⓐ）

交渉のテーマの範囲が広ければ、他のイッシャーでの利益の提供との引き換えに、当該イッシャーについて自らが望む方向での他国の同意が可能となる場合がある。

（成否への影響）（表1中の①のⓑ及びⓒ）

単独のイッシャーをめぐっては利害が折り合わない状況でも、イッシャー・リンクエージを行ってより広いパッケージを形成することにより合意を達成することができる場合がある。逆に、（ネガティブなリンクエージを避けて、）大きな利害の対立がある部分を切り捨てて、より限定的なテーマ設定とすることによって合意を達成できる場合がある。

（イ）交渉当事国の顔触れ

（方向性への影響）（表1中の②のⓐ及びⓑ）

当事国間の利害の一致度が高ければ、その方向での合意が成立し易い。

参加が期待される国の参加を確保するために他の交渉当事国が譲歩することにより、交渉の方向性に影響が及ぶことがあり得る。

（成否への影響）（表1中の②のⓒ及びⓓ）

利害の一致度が高いほど合意の成立が期待できるが、交渉当事国の立場の差が大きいと合意達成がより困難。

ある当事国の参加に対する利益が大きければ、当該国の参加を実現するために他の当事国が妥協する可能性が高まり、合意が実現する可能性がある。

8) 姫野勉「多国間経済交渉の展開に影響を及ぼす要因の分析枠組み－交渉の場の特徴による影響の観点から－」『国際公共政策研究』第12巻第2号、2008年3月。

(ウ) 拘束力・執行力

(成否への影響) (表1中の③のⓐ及びⓑ)

合意が履行されることが確保されることが重要だと考える当事国にとっては、合意に拘束力があることが重視され、拘束力がある方が利害関係が一致するので、合意が成立しやすくなる。

拘束力がある合意を避けたいと考える当事国との関係では、拘束力があるほど、合意成立に対する利害関係が対立するので、合意が成立しにくくなる。

(エ) 協力的な環境か対立的な環境か

(成否への影響) (表1中の④のⓐ)

対立が厳しいほど、当事国間の猜疑心が大きく、実際に受け入れ可能な範囲以上に強硬な立場を取ることにより、合意可能領域（ZOPA）が顕在化しにくくなり、合意の成否に悪影響が及ぶ。また、対立が厳しいほど、自国にとっての損得に加えて、自国と対立的な国の得失が重視され、相対的な利得が重要な要素となるので、受け入れ可能な範囲がより限定的になることにより、合意の成否に悪影響が及ぶ。以上の点は、交渉当事者（政府の交渉担当者）がその国内の利害関係者との関係で、譲歩をしがたい状況に置かれるという意味合いも含む。

(2) 力関係のレベルでの影響を及ぼす要因

(ア) 交渉のテーマの範囲の広さ

(成否への影響) (表1中の①のⓐ及びⓑ)

合意に利益を見出す側からの推進する力が加わる一方で、当該合意に不利益を見出す側からの抵抗する力が加わる。交渉のテーマの範囲に差がある二つの交渉フォーラムを比較した際に、合意を求める力から抵抗する力を差し引いたものがより大きくなるフォーラムにおける方が合意が成立し易くなる。

(イ) 交渉当事国の顔触れ

(方向性への影響) (表1中の②のⓐ及びⓑ)

交渉当事国の顔触れにより、それぞれの立場を取る国の連合体の力に影響（連合体を構成する個々の国の力、国の数、団結力が影響）し、どの方向の力がどの程度優位になるかが影響を受ける。

他国から参加が期待される国は、自国の参加自体を梃子とするバーゲニング・パワーの活用により、自国が望む方向に合意に影響を及ぼすことが可能。

(成否への影響) (表1中の②のⓐ)

反対派の国の参加が少ないほど抵抗が少なく、合意達成の可能性が高くなる。

(ウ) 拘束力・執行力

(方向性への影響) (表1中の③のⓐ)

拘束力・執行力のある合意を目指すかどうかが合意の方向性の論点の一部である場合、この面でのフォーラムの特徴が合意の方向性に影響を及ぼす。（その他の面での方向性とは関連はない。）

(成否への影響) (表1中の③の④及び⑤)

拘束力・執行力の有無の違いが推進派と反対派のそれぞれの力に及ぼす影響によって、全体としての合意の実現可能性に影響が及ぶ。

(工) 協力的な環境か対立的な環境か

(方向性への影響) (表1中の④の⑤)

協力的な環境では、イニシアティブを取る国の方針が受け入れられる可能性が高い（但し、当事国が無理なく受け入れ可能な程度での動きに留まる可能性が高い）。

(成否への影響) (表1中の④の⑥)

対立的である方が、相手側に対する譲歩を行う（ように見られる）ことに対して、より大きな抵抗がともなうために、合意の達成がより困難である。反対する連合体の団結力を強めて、合意がより困難となる可能性がある。

第二節 模倣品対策にかかる交渉の展開の概要及びフォーラムの特徴との関係

本節においては、類似する論点に関する交渉の展開が異なった例として、世界知的所有権機関（WIPO）、「関税及び貿易に関する一般協定」（GATT）及び世界貿易機関（WTO）、アジア太平洋経済協力（APEC）、「海賊版・模倣品不拡散条約」（ACTA）構想の交渉という四つのフォーラムにおける交渉の展開の状況を合意に関する方向性及び成否の両面から比較しつつ、各交渉フォーラムの特徴の違いとの関連性を分析する。これら四つのフォーラムにおける展開を模倣品対策に関するルールの水準の高さという観点から比較すると図1のようになる。

図1：合意内容の水準の比較

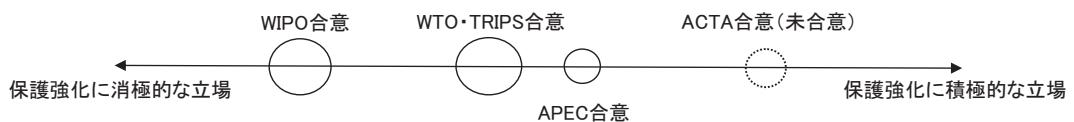


図1において右側に位置するほど、模倣品対策を強化したい先進国側の立場により近く、左側に位置するほど、対策を強化することに慎重な開発途上国側の立場により近いということを表している。また、合意の当事国数の違いを円の大きさで表している。（なお、図1から図7までの合意の方向性に関する図においては、左右の相対的な位置関係を表すことに主眼を置いており、各合意内容や先進国及び開発途上国の立場の絶対的な位置やそれらの間の距離を正確に表そうとしているものではない点に留意願いたい。）

WIPOでの合意（パリ条約、ベルヌ条約等）よりもWTOの「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS協定）の方が実体規定の内容という面でも、履行確保のための紛争処理規定という執行力の面でも充実していることから、WTO・TRIPS協定の方が右に位置するということは

明らかであると考える。しかし、APECでの合意がWIPOでの合意やWTO・TRIPS協定よりも右側に位置するという考え方については説明が必要であろう。APECでの合意は法的拘束力がないものであり、また、その対象範囲もTRIPS協定よりも限定的であるので、合意全体を比べるとAPECでの合意の方がより強力なものであるとは言えないが、ここでは、TRIPS協定を前提とした上で、それ以上の内容を加える試みがAPECで行われた点に着目して、APECでの合意をより右側に位置付けている。なお、APECはメンバーが21と限られているので、小さめの円で表してある。最後に、ACTAをTRIPS及びAPECよりも右側に位置付けているのは、ACTAの交渉がTRIPS以上の規定を設けることを目指しており、かつ、APECでの合意と比べても実質規定の内容でより充実したものと法的拘束力があるものとして合意することを目指しているからである。但し、ACTAはまだ交渉中であるので破線で表してある。また、ACTAは現在11か国（EU加盟国及び欧州委員会をまとめて1当事国と数えた場合）であるので、小さめの円で表している。

方向性の観点とは別に、そもそも合意が成立するかどうかという成否の観点から見ると、WIPOよりも充実した内容のWTO・TRIPS協定が成立したということは重要な展開である。その後にお

表2：模倣品対策にかかる交渉フォーラムの特徴

	W I P O	G A T T ・ W T O	A P E C	A C T A構想
①交渉のテーマの範囲の広さ	④知的財産権分野全般	⑥貿易関連の幅広い範囲（但しWTOの新たな交渉対象には知的財産権は含まず）	④幅広い	④模倣品対策のみ
②交渉当事国の顔触れ	④数が多い ⑤ほとんどの国が参加 ⑥数という観点からは開発途上国との比率が大きい	④数が多い ⑤ほとんどの国が参加（但し、ロシアは非メンバー、WTO以前は中国も非メンバー） ⑥数という観点からは開発途上国との比率が大きい	④メンバー数は21 ⑤米国、日本等の先進国と、中国、東南アジア諸国、一部のラ米諸国、ロシアがメンバーだが、WTOでのエンフォースメント関連作業に強く反対しているアルゼンチン、ブラジル、インド等の国や、WIPOでの開発アジェンダ推進派のアルゼンチン、ブラジル等が非メンバー ⑥数という観点からは開発途上国が7割	④現時点では当事国は11（EU及びその27加盟国を1当事国として数える場合） ⑤現時点では目的意識を共有する国との取り組み ⑥侵害発生国が多くが加わっていない
③合意の拘束力・執行力（法的拘束力、制裁の可能性等）	④法的拘束力がある合意が多いが、執行力の面で効果的な紛争解決制度がない	④法的拘束力があり、かつ、執行力の面でも紛争解決手続に従った制裁（対抗措置）制度がGATT時代からWTO時代に強化された	④自主的取組みで拘束力・執行力は弱い	④法的拘束力があるものを目指している
④協力的な環境か対立的な環境か	④以前は専門部局間の協力的な関係を中心だったが、近年は南北対立が強くなっている（開発アジェンダ提案あり）	④各国の得失をめぐる対立の色彩が強い	④目的の柱の一つが自由化で、対立の側面もあるが、協力の柱もあり、南北対立は比較的抑制されている	④現時点での参加国との間では協力が基本

いて、TRIPS協定の下での活動が困難になった状況下でAPECにおいて法的拘束力がないものではあるが一定の新たな合意が成立したことでも重要な展開であった。そして、TRIPSにおいての活動のみならず、WIPO、そしてAPECにおいても新たな合意が難しくなっている状況において、現時点においては未合意ながら、ACTAにおいて高い水準の合意が実現するすれば、これも重要な展開となる。

これら四つの交渉フォーラムの特徴の差異については以下の文中で更に説明するが、まとめると表2のとおりである。

1. WIPOとGATTとの比較

模倣品対策に関するルール作りは、知的財産権に関するルールを作ってきた世界知的所有権機関(WIPO)で取り上げられてきた。しかし、1980年代の始め頃から、先進国側において、模倣品対策の強化のために知的財産権の国際的保護を強化することに関する関心が高まった中で、WIPOでの対応には不満が持たれていた⁹⁾。対策強化の動きを推進した国は、効果的な取締制度がないこと及び国際的なルールが実施されることを確保するための強力な執行制度がないことが模倣品対策を不十分としている大きな要因と考え、執行制度を持つ「関税及び貿易に関する一般協定」(GATT)に注目して、その枠組みの一環として模倣品対策を含む知的財産権保護の強化を行おうとした¹⁰⁾。これに対して、インドに代表される開発途上国側の諸国は、知的財産権の保護の強化に関する作業は、GATTやその後に創設される世界貿易機関(WTO)で行うのではなく、WIPOで行うべきであると主張した¹¹⁾。開発途上国側は、知的財産権の保護の強化は先進国企業に有利なものであるという認識に立って、そのような強化が行われる可能性が高いGATT・WTOという場で扱うこと自体に反対したが、その背景にはWTOにおいてはGATTよりも更に執行力が高まるという点があったと考えられる。そのような対立にもかかわらず、GATTのウルグアイ・ラウンドで交渉の対象となって、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS協定)の合意に達した。

WIPOの下でのルールよりも拘束力を持つ実体規定が充実し、履行を確保するという執行力の面でもより強力な内容の合意が、WIPOにおけるよりもより多くの国が参加する形¹²⁾でGATTでの交渉において成立した要因をフォーラムの特徴に関する分析する。

(1) 合意の拘束力・執行力に関する違いの影響

これら二つのフォーラムの特徴の間の主たる相違のひとつとして、拘束力・執行力の違いがある

9) John H. Barton, Judith L. Goldstein, Timothy E. Josling, and Richard H. Steinberg, *The Evolution of the Trade Regime: Politics, Law, and Economics of the GATT and the WTO*, Princeton University Press, 2006, pp.139-140.

10) Bernard M. Hoekman and Michel M. Kostecki, *The Political Economy of the World Trading System : The WTO and Beyond*, Third Edition, Oxford University Press, 2009, p.377.

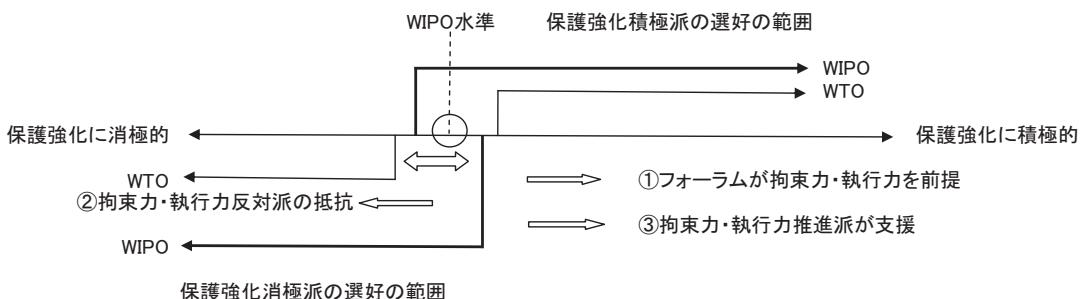
11) Hoekman and Kostecki, *op.cit.*, p.378.

12) 工業所有権(商標権、意匠権等)関連の基本条約であるパリ条約に関しては、WTOが発足した1995年中にWTOに加盟したがってTRIPS協定を受け入れた諸国のうち、WTO加盟時点でパリ条約の加盟国とはなっていなかった国が25か国(インド、シンガポール、タイ等)ある。著作権関連の基本条約であるベルヌ条約に関しては、同様の国が24か国(インドネシア、韓国、シンガポール等)ある。

(表2中の③の④及び⑤参照)。WIPOにおいても、模倣品対策に関して、種々の法的拘束力がある約束（パリ条約、ベルヌ条約等）が形成されて、多くの国が加盟していたが、履行を担保する制度的な裏付け（執行力）が不十分であった。WIPOにおいて、履行を担保する制度の強化が試みられたが、実現できなかった¹³⁾。しかし、GATTにおいては、種々の制約はあったものの対抗措置が想定された紛争解決制度があり、さらに、WTOの設立に際して、合意の履行体制を一層強化しようとしていたので、GATTでの交渉という枠組みの下においては、拘束力及び執行力がある形で模倣品対策を強化する方向での合意を目指すことが比較的容易であった。GATTというフォーラムが拘束力・執行力を有する場であるということは、模倣品対策を強化するという方向性という関連からはプラスの要素であったが、それだけに抵抗も強く、交渉の合意を困難なものとする要因でもあった。模倣品対策の強化に消極的な国にとっては、仮にWIPO体制の下における内容と同じ規定であっても、WTOにおいて強化される執行力の下に位置付けられることとなると、受け入れ難いものとなる。したがって、合意の成否という観点からは、マイナスの要因であった。なお、拘束力・執行力が強い合意を求めることが抵抗を強める一方で、推進派に属する先進国企業等が強化を後押しする力を提供する側面もある。

これらの要素は、図2において、次のように表わすことができる。図の上側は、保護強化積極派が、それぞれのフォーラムにおいて、ある水準以上の保護が必要という立場を取っていることを表わし、図の下側は、保護強化消極派が、ある水準以下でないと受け入れないと立場を取っていることを表わし、両者の立場に重なる部分が合意可能領域（ZOPA）ということになる。WIPOにおいてはZOPAが存在したが、ウルグアイ・ラウンドのTRIPS協定交渉の一環として作業を行ったことにより、消極的立場には、図2中の①で表すように、当該フォーラムにおいて制裁措置（執行力）をともなう拘束力が強いルールを作成すること自体に対する抵抗感が少ないということから、対策強化推進派の考えに沿った方向（右方向）への力が働いた（表1中の③の④参照）が、拘束力・執行力が強いルールを作ろうとしたことによって、②で表すように、消極派の抵抗を強めて、逆方向（左方向）への力が働いた（表1中の③の⑤及び⑥参照）。他方で、③で表すように、推進

図2：合意の拘束力・執行力に関する違いの影響



13) WIPOにおいて履行の担保を強化しようという試みもあり、1990年始めから1996年まで紛争処理条約の作成をめぐって議論が行われたが、WIPOの場では合意に至らなかった。

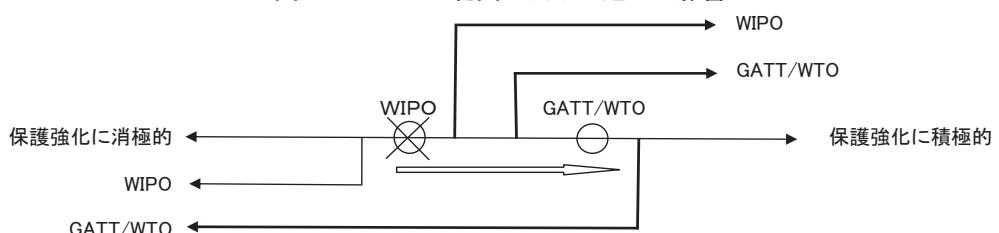
派の企業等の力が推進方向（右方向）に影響する面もある（表1中の③の④及び⑤参照）。消極派の国々の抵抗を見ると、図2の中で示す②の方向の力が大きく、①及び③の要素のみではTRIPS合意は実現しなかったと思われ、消極派の国の立場は、WIPOとWTOとの間で \Leftrightarrow の差があり、WTOでは左方向に移動するので、ZOPAは存在しない状況となる。

（2）テーマの範囲の広さの違いの影響

利害が対立する中で拘束力・執行力がある合意を実現することは困難なものであるが、WIPOにおけるよりも高水準のルールがGATTの場でまとまり、WTO・TRIPS協定という形で成立した重要な要因として、GATTでのWTO設立交渉においては、交渉の検討対象が模倣品対策に限定されずに、織維製品等の他の交渉項目とのリンクによるパッケージ・ディールが可能であったということがある（表2中の①の④及び⑤参照）¹⁴⁾。このことにより、模倣品対策の強化を含む知的財産権保護の強化自体については消極的だった国についても、他の分野での利益を得るために模倣品対策強化について受け入れ可能な範囲を拡大させ、一定の妥協を受け入れたことが合意達成に結びついた。しかし、WIPOという知的財産権に関するフォーラムにおいて交渉を行っている限りにおいては、このようなパッケージ・ディールは成立しなかったということになる。

以上のような影響は、模倣品対策を強化することに消極的な国が強化の立場を受け入れる程度について、GATTでの交渉におけるものと、WIPOでの交渉における状況とで異なる形で図3の中の \Rightarrow のような差として現れたと考えることができる（表1中の①の④及び⑤参照）。このことにより、方向性及び成否の両面において差が生じることになった。（なお、積極派の行動については、他の分野での譲歩との引き換えに十分な程度の模倣品対策の強化を実現することが合意の前提条件と考えたので、積極派の受け入れ可能な範囲も右方向に移動していたが、消極派・積極派の双方が合意できる範囲内（ZOPAの範囲内）でTRIPS協定の内容が合意されたと考えることができる。）

図3：テーマの範囲の広さの違いの影響



WTO・TRIPS協定を目指した交渉フォーラムは、拘束力及び執行力がある合意を目指して、合意の達成をより困難にする要因であったが、上記の交渉の対象範囲という要素等がこれらのマイナス要因を上回る効果があったと考えることができる。

上述の点との関係で注意を要するのは、当該交渉フォーラムで扱うテーマの範囲が広ければ当然

14) Hoekman and Kostecki, *op.cit.*, p.379.及びBarton, *op.cit.*, p.210. なお、このような交渉フォーラムの特徴による要因とは別に、知的財産権分野でも、米国による一方的な措置がとられたことが、米国の制裁措置の対象となった国がTRIPS協定を受け入れる上で重要な意味を持ったが、合意の対象範囲という交渉フォーラムの特徴も重要であった。

のこととして自ら希望する方向に誘導できるとか、または、合意が成立しやすいということではない点である。難しい要求と結びつけられて、それについての合意がパッケージへの合意の前提であるとしてネガティブ・リンクが行われて、あるイッシュについて本来希望する方向に向かわなかったり、合意が難しくなったりする懼れもある（表1中の①の②参照）。ウルグアイ・ラウンド交渉時点で実現した合意も、今なら、遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する案件などがパッケージの要素として要求され、合意はより難しくなっている可能性がある。ここで指摘している点は、範囲を広げることでZOPAができるようなパッケージを組むことができるテーマの範囲の余地があることが合意の実現を助けることがあり得るということである。

2. WTO及びWIPOとAPECとの比較

上述の経緯を経てWTOのルールの一環として模倣品対策を含むTRIPS協定が成立したが、開発途上国のは、TRIPS協定の合意自体は自分たちの利益にはなっていないという認識を持っており、厳しい対立状況が存在して、WTOにおいて新たなルール作りを行う状況ではなく、2001年以來行われてきているドーハ・ラウンド交渉においては模倣品対策を含む知的財産権に関する新たなルール作りは対象とはなっていない¹⁵⁾。そのような状況で、ある程度の前進を見たのがAPECでの取り組みである。APECにおいては知的財産権専門家会合という専門家によるグループがあるが、それに加えて、高級事務レベル（SOM）での活動等により、関連する作業を推進した。APECの場での合意は、WTOのTRIPS協定とは異なり、法的拘束力はなく、執行力についても自主的な取り組みの実施状況をレビューする仕組みがあるだけであるが、APECの場でモデル・ガイドラインが作られ、WTOといった場では実現しなかったと思われる新たなルールに合意した。模倣品・海賊版対策のモデル・ガイドラインとしては、2005年の3件のモデル・ガイドライン（模倣品・海賊版の取引削減のためのモデル・ガイドライン、不正な複製を防止するためのモデル・ガイドライン、インターネット上の模倣品・海賊版販売を防止するためのモデル・ガイドライン）、2006年の2件のモデル・ガイドライン（効果的な公衆周知運動のためのモデル・ガイドライン及びサプライ・チェーンからの模倣品・海賊版排除のためのモデル・ガイドライン）等があり、例えば、模倣品・海賊版の取引削減のためのモデル・ガイドラインでは、TRIPS協定では対象となっていない輸出時における摘発も対象とすることとされている（TRIPS協定では輸入時のみを規定）¹⁶⁾。APECにおけるルールは、WTOのTRIPS協定と違って法的拘束力はなく、執行力の面でもWTOの下での状況にははるかに劣るものの、TRIPSの枠組みにおいてのみならず、WIPOにおいて権利行使（エンフォースメント）に関しては技術支援以上の議論すら行うことが困難な状況¹⁷⁾において、規定

15) すでに合意されているTRIPS協定の内容に関してすら、TRIPS委員会で権利行使（エンフォースメント）の側面を議題として扱おうとすると開発途上国側が強く反発して実現しないという状況になっている。（外務省WTOドーハ開発アジェンダ交渉メールマガジン2007年第6号、2007年11月25日参照。）

16) 模倣品・海賊版の取引削減のためのモデル・ガイドラインの2. (a) 中の四点目

17) WIPOにおいて、権利行使（エンフォースメント）の問題の取り扱いをめぐって議論が行われた結果、2002年10月にAdvisory Committee on Enforcementが設立されることとなったが、その活動範囲は、規範の策定（norm-setting）は行わず、技術支援と調整に限定する（limited to technical assistance and coordination）とされた（WO/GA/28/7 パラ114）。

の内容自体はより積極的な内容を含むガイドラインがAPECの枠組みでできた要因をフォーラムの特徴と関連付けて分析する。

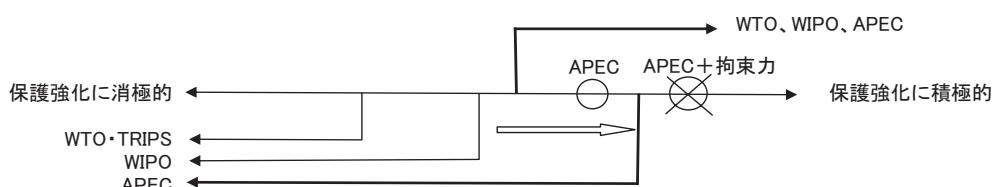
(1) 合意の拘束力・執行力に関する違いの影響

APECという交渉フォーラムの特徴のひとつが合意の拘束力・執行力の弱さにある。(表2中の③の④、⑤及び⑥参照。) APECにおいては、一定の合意が達成されているものの合意内容が自主的な取り組みという弱いものにとどまっているのは、APECが自主的な取り組みを行うフォーラムという性格付け¹⁸⁾が行われており、APECにおいて法的な拘束力がある合意を達成しようとしても抵抗が大きいことがある。そのような抵抗があって失敗した例としては、1996年から1998年にかけて交渉が行われた「早期自主的分野別自由化(early voluntary sectoral liberalization: EVSL)」という試みの失敗がある¹⁹⁾。APECにおいて模倣品・海賊版に関するモデル・ガイドラインが作成された2005年から2006年当時は、EVSLの経緯を踏まえて、APECにおいて拘束力ある合意を作成するということはないという認識が広がっていたことがAPECという交渉フォーラムの重要な特徴の一つであった。

上記の点は、模倣品対策の強化を推し進めるという合意の方向性という観点からは、APECというフォーラムがWTO・TRIPS協定の枠組みと比べて弱いフォーラムであるということを意味する(表1中の③の⑥参照)が、他方で、そのような弱い方向性を持つフォーラムであるが故に、合意の達成が比較的容易となるという合意の成否の観点からはプラスの特徴を持っている(表1中の③の⑤及び⑥参照)。また、WIPOと比較しても、WIPOでの合意がWTOのような制裁制度を持っていないながらも法的拘束力を持つものを前提として考えられることに対して、APECにおける作業の方が自主的な取り組みであることが明確であることが抵抗感を弱めている。仮にAPECで合意した内容が拘束力及び執行力のあるものとして合意を目指したとすれば、反対派は受け入れることはなく、合意が成立しなかったと思われる。

この点を図示すると図4のとおりとなる。APECにおいては、法的拘束力がない合意を目指すと

図4：合意の拘束力・執行力に関する違いの影響



18) 例えば、APEC経済首脳の行動宣言(1995年11月19日)の第3パラグラフにおいて、「自主的な自由化の努力(efforts of voluntary liberalization)」と位置づけられている。

19) 1996年のAPEC首脳宣言で取り組むこととされた「早期自主的自由化」がその後「早期自主的分野別自由化(early voluntary sectoral liberalization: EVSL)」という形で交渉されたが、交渉の過程で、一部のメンバーが優先9分野全体をパッケージとする自由化へのコミットメントを求めたために、APECの自主性と相容れないものとして他のメンバーからの反発を招き、厳しい交渉の結果、1998年の閣僚会議でAPECでの合意を断念し、WTOでの作業に委ねることになったという経緯がある。EVSLをめぐる経緯については、岡本次郎編『APEC早期自由化協議の政治過程』、アジア経済研究所、2001年参照。

いうことが明らかであったので、反対派の立場をWTOやWIPOにおけるよりも右方向に⇒の分だけ引き寄せることが可能となり、保護強化積極派との合意可能領域（ZOPA）が出現したということになる。

（2）交渉当事国の顔触れの違いが及ぼす影響

APECにおいて合意が成立した要因として、交渉当事国の範囲がWTOやWIPOと比較して、より合意を達成しやすいものであったことが挙げられる（表2中の②の⑥、⑦、⑧等参照）。すなわち、WTOの場（TRIPS理事会）で知的財産権関連のルール作りに強く反対しているアルゼンチン、ブラジル、インドといった諸国²⁰⁾がAPECのメンバーではないことが挙げられるし、また、WIPOにおいて「開発アジェンダ」を主張して、先進国側が期待する活動を行う前に開発途上国の関心事項に応えるべきであるという立場を取るアルゼンチン、ブラジル等の諸国²¹⁾のほとんどがメンバーではないことがある。これらの諸国がAPECのメンバーであったとしたら、模倣品対策のガイドラインの作業も進まなかった可能性が高いと考えられる²²⁾。このように立場が一致する程度が大きい国々の間での交渉である方がある方向に向かう合意が成立しやすいということであり、合意の方向性及び成否の両面にかかわる（表1中の①、③、⑤及び⑨）。

交渉当事国の特色としての別の側面として、模倣品による被害を受けている側から見て、模倣品対策にとって重要な多くの国がメンバーとなっている点がある。特に中国が参加しているフォーラムである点が重要である²³⁾。強力な内容の合意を希望するとしても、WTO等の他のフォーラムでは意味のある前進が見られない中で、APECにおいて、たとえ弱い内容の合意であっても、意味のある合意が成立することは先進国側にとって重要なことであり、そのために、先進国側も合意の成立のために拘束力及び執行力の弱いものを受け入れるという妥協をしたことにより合意が成立した²⁴⁾（表1中の②の⑥及び⑦参照）。このことは、強力な内容の合意を追求するという方向性という観点からは妥協しつつ、成否という観点からの合意達成という成果を得ることを選んだということになる。

以上の点は図5のように表わすことができる。開発途上国側の顔触れの違いにより、APECとい

20) TRIPS理事会の議事録（IP/C/M/49（2005年10月分）、IP/C/M/52（2006年10月分））参照。なお、これらの理事会では中国も反対論を主張している。

21) 2004年9月のWIPOの一般総会で、アルゼンチン及びブラジルを中心とする「開発に友好的なグループ」途上国グループ14か国（アルファベット順で、アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、キューバ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、イラン、ケニア、ペルー、シエラレオネ、南アフリカ、タンザニア、ベネズエラ）が、途上国により有利なように、知的財産の現在のパラダイムを見直すことを目標にして、WIPOのビジョンや活動方針の見直しを求めた提案（WIPO Development Agenda提案）を行った。2007年のWIPOの一般総会で、開発関連問題を扱う常設の委員会である「開発と知的財産に関する委員会」が設立され、その後、議論が継続されている。

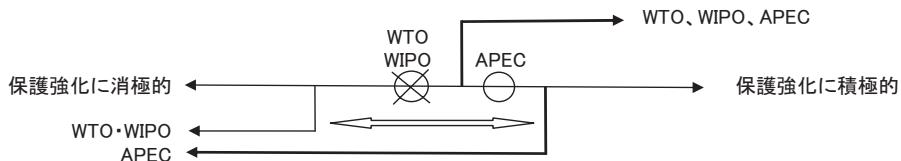
22) 本稿で扱っている各種モデル・ガイドラインが作成される以前の時点での評価ではあるが、APECの知的財産権専門家会合（IPEG）の日本代表も務めた高倉成男は、WTOでできることでもAPECであればできる可能性があるのは、第1にASEAN諸国の意識が他の地域の途上国に比べて高いからである。第2に米国のプレゼンスが相対的に高いからであるとしている（高倉成男『知的財産法制と国際政策』有斐閣、2001年、260ページ参照）。

23) その他、WTOのメンバーではないためにWTO・TRIPS協定に拘束されないロシアの存在もある。また、模倣品の消費地または通過地點として重要な東南アジア諸国もメンバーである。

24) より限定メンバーの間のより高い水準の合意を目指しているACTAは異なる状況にある。ACTAにおいては、中国の参加を前提にしていないので、参加国を拡大するために水準を下げて合意の成立を容易にしようという方向には向かわない。

うフォーラムにおいてと、WTOやWIPOというフォーラムにおいてとでは、保護強化に消極的な諸国にとっても受け入れ可能な範囲に ⇔ で表したような違いがあり、APECにおいては、より右方向にまで広がっていることから、より積極的な内容の合意が成立する可能性があるということである。

図 5：交渉当事国の顔触れの違いが及ぼす影響



(3) フォーラムの環境が協力的か対立的かという違いの影響

合意の成立が比較的容易であるか困難であるかという点についてフォーラムの特徴が及ぼす影響としては、上述したような拘束力及び執行力に関する違い及び交渉当事国の顔触れの違いによる影響とは別に、フォーラムの環境が協力的なものか対立的なものかというフォーラムの環境の性格も影響を及ぼす（この面での特徴の差異について、表2中の④のⓐ、ⓑ及びⓒ参照）。WTO・TRIPS理事会が対立的な環境となってしまっていることに加えて、WIPOにおいても、WTO・TRIPS交渉の影響を受けて、南北問題の構図による対立的な状況が発生してしまい、「開発アジェンダ」をめぐって対立したり、開発途上国側が先進国側が関心を持っている案件とネガティブ・リンクageを行う状況になってしまっている。WIPOについては、WIPOでの作業がWTO・TRIPS協定の基になったことから、WIPOでの作業がWTOでのルール作りの前哨戦というように見られることが合意をより困難にしている（表1中の④のⓐ及びⓒ参照）。このような状況においては、異なる立場の間での歩み寄りがいっそう困難となる。それに対して、APECは、貿易・投資の自由化、貿易・投資の円滑化と並んで経済・技術協力が活動の3本柱の一つとなって、協力の側面が重視されてきているし、また、WTO交渉の影響や南北問題の対立から距離があって、相対的に協力的な性格を有する場である。APECというフォーラムが協力のための場と位置づけられていて、共通の目標に向かっていく上で助け合うという環境で作業を行うというものであることが合意を容易にした点も重要である²⁵⁾（表1中の④のⓐ及びⓒ参照）。そのため、WTO・TRIPS協定の実施に関する作業を取り上げ、また、一部TRIPS協定以上の内容に取り組んでも、それが参加メンバーの意に反してWTOプラスの合意を押し付けるものとはみなされなかったことがある。

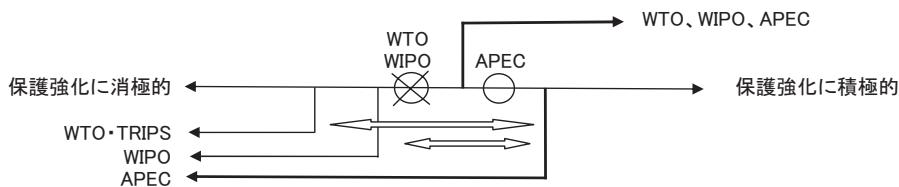
このような協力的な側面は、合意を成立させるという正否の観点からはプラスの要因である。なお、合意の方向性への影響については、抵抗する側も強くは抵抗しないことから、イニシアティブを取る国の推進する方向に向かう傾向があると考えられる（表1中の④のⓑ参照）が、推進派の方

25) Antony Taubman, Collective Management of TRIPS: APEC, New Regionalism and Intellectual Property, in Antons, Christopher, et al. (eds.), *Intellectual Property Harmonisation within ASEAN and APEC*, Kluwer Law International, 2004, p. 177及びp.189参照。APECで模倣品対策のモデル・ガイドラインに合意される前の時点での評価ではあるが、APECにおける協力的な環境によって、WTOでは行き難い知的財産権関連の作業を実施することができているとしている。

も、反対派の反対を押し切ってまで合意を目指さないという影響もあり得て、保護強化に向かう大きな力とはならない可能性もある。APECでのガイドラインの成立という点に着目すると、方向性については、弱いながらも模倣品対策について一定の前進を見たということでプラスの方向の成果につながったと考えることができる。

この点を図示すると図6のとおりとなる。APECがWIPOやWTOより協力的な環境にあることから、保護強化に消極的な国も比較的前向きな対応を行い（対応の違いを△で表してある）、その結果、合意が成立し易いという状況にある。

図6：フォーラムの環境が協力的か対立的かという違いの影響



3. WTO及びAPECとACTAとの比較

APECでの活動で前進が見られるとしても、自主的措置であるという限界があるが、2007年10月に、TRIPS協定よりも実体規定を充実したものとし、かつ、法的拘束力があるルールを作成するために「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）」に関する協議が始まられ、2008年6月から条文案に基づく交渉が行われている。ACTAについては、まだ合意には至っていないが、2010年中の交渉妥結を目指して交渉が行われている。TRIPS協定の水準を超える法的拘束力を持つ合意を目指すという作業がWTOやAPECにおいては行われない中で、ACTAという枠組みではそのような交渉が行われる理由をこれらの交渉フォーラムの特徴の比較という観点から検討する。

（1）交渉当事国の顔触れの違いが及ぼす影響

ACTAの交渉フォーラムの最大の特徴は、その限定的な交渉当事国にある（表2中の②の①及び⑤参照）。既存の国際機関の枠組みにおける交渉フォーラムではなく、有志が集まって交渉を行う場としてのフォーラムを作っており、日本、米国、EU（及び加盟国）、スイス、カナダが中心となって交渉を開始し²⁶⁾、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、韓国、シンガポール、モロッコを加えた11の当事国で協議を行っている²⁷⁾。これらの諸国が自分たちが期待するような内容の合意を達成することが可能であろうと考える有志の諸国に限定して交渉を行っているという特徴がある。このように、交渉フォーラムの選定に当たって、既存のフォーラムの中で選ぶとい

26) 東京新聞、2007年7月22日、「海賊版防止へ国際条約 日米欧、初の制定を準備」。

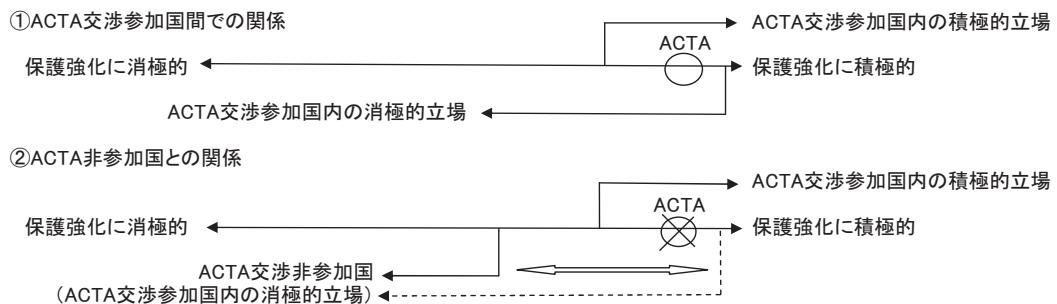
27) ACTA交渉の当事国については、2010年3月26日に公表された「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）ファクトシート」に記載あり。当事国を11か国と数えるのは、EUを1つの当事国と数えた場合であり、EUの27加盟国の参加を合わせて考えれば、37か国及び連合体としてのEUとなる。なお、ACTAの条文案については、2010年4月21日に公表された「統合条文案」参照。

う方法以外に、自分たちでフォーラムを新たに設定するというものもある²⁸⁾。

交渉当事国の違いが交渉の展開の方向性に及ぼす影響のひとつは、立場の一致・不一致が及ぼす影響である。模倣品対策のルールを強化するという点において参加メンバーが共通の利害関係にある国ということであれば、それらの国の対策を強化する（例えばTRIPS協定では規定されていない輸出の際の取締りや通過する模倣品の取締りを行う）ということについて国際的な法的拘束力がある形で合意することは、主要な侵害発生国が参画している場での交渉と比べると比較的容易である。したがって、合意の方向性については、WIPO及びWTOよりもACTAの方が強化の方向に進む傾向があり、また、そのような合意が成立し易いという点で、合意の成否の観点でも影響が出ることになる（表1中の②のⓐ、ⓒ、ⓐ参照）。例えば、中国の参加を得たいと考えれば、そのために中国との妥協が必要となる（表1中の②のⓑ、ⓓ、ⓕ参照）が、ACTAのように中国の参加を前提としない枠組みについては、中国に対して妥協しなければならない部分は少なくなると考えられる。

交渉当事国を限定することの意義に関する点は図7のように表わすことができる。図7中の①で表しているように、本件交渉に賛同している限定的な交渉当事国との間では、その中の比較的消極的な国との関係でも、受け入れ可能な範囲が右方向にあるので、WTOやAPECでの合意よりも充実したものに合意できる可能性がある。しかし、②が表しているように、そのような合意は、ACTA交渉に参加していないような国との間では合意可能な範囲はないので、実現できないと思われる。

図7：交渉当事国の顔触れの違いが及ぼす影響



上述のように、立場の一致度が高い諸国との間で交渉を行うことが自らが希望する方向の内容の合意を実現できる可能性が高いという意味で、交渉の方向性及び成否の両面で利点を持っている。しかし、立場の一致度が高い国との間だけでの合意を目指すという選択には、マイナスの側面もともなう。それは、侵害発生国の中で重要度が高い国（例えば中国）がこの枠組みに加わってはいないということである（表2中の①参照）。課題としては、主要な侵害発生国との対応にどのように結びつ

28) この構想は、2005年のG8グレンイーグルス・サミットにおいて、小泉首相（当時）が模倣品・海賊版の拡散防止に向けた法的枠組策定の必要性を提唱したものであり、その後も、数回はG8サミットの宣言においても言及されたが、ロシアは交渉に参加していない。ロシアの参加を前提としてロシアが受け入れ可能な内容にするということではなく、上記の中心国が希望する内容での合意を追及すべく、G8という枠組みとは別の顔触れの諸国との間で交渉が進められてきている。

けるかということがある。

第三節 総合評価

(1) 合意の方向性に影響する要因

以上で見たフォーラムが持つ特徴が合意の方向性に及ぼす影響をまとめると表3のようになる。他のフォーラムと比較して、GATTからWTOに至る交渉においては、テーマの範囲の広さを活用したパッケージ合意により模倣品対策を促進することができたし、強い拘束力がある合意を前提とした交渉フォーラムであったことが拘束力を持つ内容の対策の合意につながった。APECのような協力を重視するフォーラムでは大幅な前進は難しい面があるが、協力的なフォーラムであるからこそ一定の前進を見ることができたし、当事国の顔触れから、WIPOやWTOに比して、対策を推進することが可能であった。ACTA交渉のフォーラムにおいては、模倣品対策を促進しようという共通の意思を持つ限定的な当事国による取り組みであることにより、積極的な内容の合意が想定されている。

以上のように、それぞれの場の特徴が及ぼした方向性が見て取れる。

表3：合意の方向性に影響する要因

	WIPO	GATT/WTO	APEC	ACTA
テーマの範囲の広さ		➡		
交渉当事国の顔触れ			➡	➡
拘束力・執行力の強さ		➡		
協力的な環境			➡	
総合的影響		➡	➡	➡

(注) 矢印については、方向性を表しているのみで、大きさによる比較を表していない。

(2) 合意の成立に貢献する要因

合意の成立に貢献する要因は表4のようまとめることができる。WTO・TRIPS協定に関する交渉のように拘束力が強いルールを厳しい対立がある中で幅広い交渉当事国の中達成するためには、合意の範囲を拡大してパッケージ・ディールとしての合意を達成するという方法が有効であり得る。別の形での合意達成の方法としては、APECにおいて見られたように、比較的限定的な当事国の中での協力的な環境にあるフォーラムにおいて拘束力が弱いものにとどめて合意を達成するものがある。さらにまた別の形態として、拘束力が強い合意を実現するためには、(実際にはまだ合意が実現してはいないが、) ACTAのように、交渉当事国を志を同じくする有志に限定して合

意を目指すというやり方もある。

表4：合意の成立に貢献する要因

	WIPO	WTO・TRIPS	APEC	ACTA
テーマの範囲の広さ		○		
交渉当事国の範囲の限定			○	○
合意の拘束力・執行力の限定			○	
協力的な環境			○	

おわりに

本稿において、模倣品対策にかかる交渉を題材にとり、対立する立場の間で合意内容がどちらの方向に近いものとなるかという合意内容の方向性にかかる点と、そもそも合意が達成できるかどうかという合意の成否にかかる点という二つの観点から、類似するテーマについて異なるフォーラムで行われる交渉が異なる展開を遂げるメカニズムの分析を行った。その結果、ルール作りを前進させる三つの異なるアプローチがあることを示した。一つは、広範囲のメンバーの間で拘束力・執行力の面で強力な合意を実現するGATT・WTO型のアプローチで、この場合には、消極派の同意を取り付けるための別の材料をパッケージに加えることが重要な要素である。別のアプローチとしてACTA型のアプローチがあり、消極派の賛同には期待せずに、志を同じくする有志の間だけでの合意として推進する対応がある。そして、参加メンバーの顔触れについてこれらの二つのアプローチの中間的なものとして、APEC型のアプローチがあり、拘束力・執行力の面では弱いながら、強い消極派がいないこと及び全体としての協力的な環境を活かして、実質的な前進を達成するというアプローチがある。このように、交渉フォーラムの特徴が交渉の展開に及ぼす影響に関して筆者が考えている理論的枠組みが有益な分析枠組みであることが確認できた。

グローバリゼーションの進展とともに、国際的な対応を必要とする政策課題が増えてきているが、国際システムが多極化する中で多国間交渉をまとめること自体が困難となっている。そのような状況下において、本稿における分析が国際的なシステムのガバナンスの改善に貢献することを願うものである。また、模倣品対策にかかる異なる多国間交渉の展開の背景にある要因の明確化を行うことにより、模倣品対策に関連する種々の場における今後の取り組みに当たって参考となると考える。